

資料提供先: 米子市政記者クラブ
日刊建設工業新聞
伯耆町有線テレビジョン放送

令和5年3月20日
中国地方整備局
日野川河川事務所

「渇水対応タイムライン（改訂版）」を策定 ～今年度の渇水を受けて見直しを行いました～

今年度、日野川流域では渇水状態となり過去最長となる取水制限を実施しました。これを受けて、日野川流域水利用協議会（以下「協議会」という）では、令和3年4月1日より運用を開始しておりました「日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン」（以下「タイムライン」という）の見直しを行いました。

このたび第7回協議会を書面開催し、タイムライン（改訂版）について承認が得られたため、令和5年4月1日より運用を開始します。

【タイムラインの改訂内容】

- 取水制限開始の率を一律5%から一律10%とする。
- 取水制限開始前に各機関が取水制限時の連絡網を構築する。
- 取水制限時に幅広く慣行水利権者へ節水の呼びかけを行う。

なお、実際に取水制限実施の可能性が見込まれる場合には、協議会を開催し、具体的な対応等について話し合いを行います。また、渇水対応後はふり返りを行うことで改善点を抽出し、タイムラインの見直しを行い、今後もより良いものにしていきたいと考えます。

※ タイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「車尾堰地点流量」に応じて各機関の対策、行動などを体系化したものとなっています。各機関の取り組みを共有することで連携を強化し、より効率的で実効性のある渇水対策を目指します。

【問合せ先】

国土交通省 日野川河川事務所

副所長（技術） 岡崎 ☎ 0859-27-5484（代表）

調査設計課長 河村 ☎ 0859-27-2420（直通）

日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン

事前渇水行動計画(日野川)

菅沢ダム貯水量(率) (※2)	車尾堰地点流量(※1)	渇水の状況	調整の目安	河川管理者	発電事業者	工業用水、水道用水 利水者	かんがい用水 利水者
日平均 5m ³ /s以上	↓ 渇水発生前	平時	▼渇水調整の事前予告(日平均6m ³ /s程度)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認	【適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇施設等の水回りの整備・点検
				【事前行動:情報収集】 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇水資源や節水に関する広報 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇水資源や節水に関する広報 ◇気象情報など情報収集
日平均 5m ³ /s未満	↓ 自主節水期	日野川堰を越流しなくなる (日野川堰6m ³ /s程度)	▼発電放流量(時間)調整 (日野川第一発電所、黒坂発電所)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇HPIに渇水情報の掲載	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ
		日野川堰を継続して 越流しなくなる		【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集
日平均 3m ³ /s未満	↓ 渇水調整期	車尾堰を継続して越流しなくなる	▼水利利用協議会(幹事会) ※取水制限実施について事前情報共有	【適正な河川管理・情報発信】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認、流況の把握 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇水利利用協議会(幹事会)の招集・開催 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇渇水状況広報 記者発表 ◇取水制限時の連絡網の構築	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ
				▼水利利用協議会開催(第1回) ※取水制限実施について協議	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利利用協議会の参加
日平均 1m ³ /s未満	↓ 異常渇水期	車尾堰を継続して越流しなくなる	車尾堰地点日平均流量が1m ³ /sを下回った段階で取水制限開始(以降 随時制限量 増)	【適切な河川管理】 ◇渇水対策支部の立ち上げ ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇被害情報等の収集 ◇取水制限後の取水量確認 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇渇水状況広報 記者発表 ◇慣行水利権者へ節水呼びかけ(市町村対応含む)	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整	【渇水対策強化】 ◇工水、上水 10%取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇利水者との調整強化	【渇水対策強化】 ◇農水 10%取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇番水等の実施強化 ◇バルブ調節、ゲート調整強化
				▼水利利用協議会開催(第●回) ※取水制限強化について随時協議	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集 ◇水利利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集 ◇水利利用協議会の参加

※1 車尾堰地点流量とは日野川堰、法勝寺川堰の流量を加えたものから最下流の利水者が取水した後の流量です。
 ※2 菅沢ダム貯水量(率)について、菅沢ダム貯水量での運用は行ってないため設定しておりません。

注1 このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「車尾堰地点流量」に応じて想定される対策、行動を示したものです。
 注2 基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。

日野川流域水利用協議会 渇水対応タイムライン

※ が改訂箇所

事前渇水行動計画(日野川)

菅沢ダム貯水量(率) ※2	車尾堰地点流量 ※1	渇水の状況	調整の目安	河川管理者	発電事業者	工業用水、水道用水 利水者	かんがい用水 利水者
日平均 5m3/s以上	↓ 渇水発生前	平時	▼渇水調整の事前予告(日平均6m3/s程度)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認	【適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検	【適正な施設管理】 ◇施設等の水回りの整備・点検
				【事前行動:情報収集】 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇水資源や節水に関する広報 ◇気象情報など情報収集	【事前行動:情報収集】 ◇水資源や節水に関する広報 ◇気象情報など情報収集
日平均 5m3/s未満	↓ 自主節水期	日野川堰を越流しなくなる(日野川堰6m3/s程度)	▼発電放流量(時間)調整(日野川第一発電所、黒坂発電所)	【適正な河川管理】 ◇河川環境の確認、流況の把握 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇HPIに渇水情報の掲載	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ
		日野川堰を継続して越流しなくなる		【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集
日平均 3m3/s未満	↓ 渇水調整期	車尾堰を継続して越流しなくなる	▼水利利用協議会(幹事会) ※取水制限実施について事前情報共有 ▼水利利用協議会開催(第1回) ※取水制限実施について協議	【適正な河川管理・情報発信】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認、流況の把握 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇水利利用協議会(幹事会)の招集・開催 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇渇水状況広報 記者発表 ◇取水制限時の連絡網の構築	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ	【情報提供】 ◇利水者への情報提供、節水呼びかけ
				◇水利利用協議会の招集・開催(車尾堰地点で日平均流量1m3/sを下回る恐れがある場合)	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利利用協議会の参加
日平均 1m3/s未満	↓ 異常渇水期	車尾堰を継続して越流しなくなる	▼水利利用協議会開催(第●回) ※取水制限強化について随時協議	【適切な河川管理】 ◇渇水対策支部の立ち上げ ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇発電事業者との調整(発電放流量、交互運転等) ◇被害情報等の収集 ◇取水制限後の取水量確認 ◇HPIに渇水情報の掲載 ◇渇水状況広報 記者発表 ◇慣行水利権者へ節水呼びかけ(市町村対応含む)	【適正な施設管理】 ◇河川・ダム管理者との調整 ◇発電事業者間での調整	【渇水対策強化】 ◇ 工水、上水 10%取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇利水者との調整強化	【渇水対策強化】 ◇ 農水 10%取水制限 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇灌水等の実施強化 ◇バルブ調節、ゲート調整強化
				◇水利利用協議会の招集・開催	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇水利利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集 ◇水利利用協議会の参加	【情報収集】 ◇気象情報、流況など情報収集 ◇被害状況の収集 ◇水利利用協議会の参加

※1 車尾堰地点流量とは日野川堰、法勝寺川堰の流量を加えたものから最下流の利水者が取水した後の流量です。
※2 菅沢ダム貯水量(率)について、菅沢ダム貯水量での運用は行ってないため設定しておりません。

注1 このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「車尾堰地点流量」に応じて想定される対策、行動を示したものです。
注2 基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとしますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。

【改訂内容】

- 取水制限開始の率を一律5%から一律10%とする。
- 渇水調整期の欄に「取水制限時の連絡網の構築」を追記。
- 異常渇水期の河川管理者欄に「慣行水利権者へ節水呼びかけ(市町村対応含む)」を追記。